



令和3年 (2021年) 6月7日(月)

No. 15427 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(止痒剤-延長登録にあたり『本件処分の内容の認定について…実質的に判断されるべきであって、本件承認書の「有効成分」の記載内容のみから形式的に判断すべきではない。』とされた事例) [上] (全2回)

—令和2年(行ケ)第10063号、令和3年3月25日判決言渡—

事案の概要

本件は、発明の名称を「止痒剤」とする本件発明に係る特許権(特許第3531170号)の延長登録出願に対する拒絶査定に対してされた審判請求(不服2018-7539号)を不成立とした審決の取消訴訟である。審決は、本件発明は一般式(I)の化合物の酸付加塩を有効成分とする止痒剤を含まないと解し、(一般式(I)の構造を有する)ナルフラフィンの塩酸塩を有効成分とする本件医薬品に係る承認(薬機法14条の処分)を、延長登録の理由となる「本件発明の実施に旧特許法67条2項の政令で定める処分を受けることが必要であった処分」とは認めず、特許権の存続期間の延長登録出願に対する拒絶査定を是認した。争点

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

